

浄化槽設置事業のご案内

問 役場 環境保全課 内線 2 1 3 3

鬼北町では河川環境の改善と快適な生活環境の実現のため、合併処理浄化槽の設置を推進しています。平成23年度においては32基の浄化槽を下記の事業によって整備しました。平成24年度においても約32基を事業実施に向けて取り組む計画としています。設置検討の一助となるよう事業のご案内をします。なお、居住地によって事業が異なりますのでご注意ください。

●浄化槽市町村整備推進事業（町設置型）

1 事業内容

浄化槽の設置から維持管理までを町が事業主体となって行う「町設置型」の浄化槽事業です。

基本料金	1戸当たり	1,890円
人数割	1人当たり	630円

(例) 専用住宅で4人家族の毎月使用料金
基本料金1,890円+630円×4人=4,410円

2 事業対象地区

この事業は、農業集落排水の処理区域および町下水道化構想において農業集落排水処理の計画区域を除く地域が対象となります。

3 事業分担金

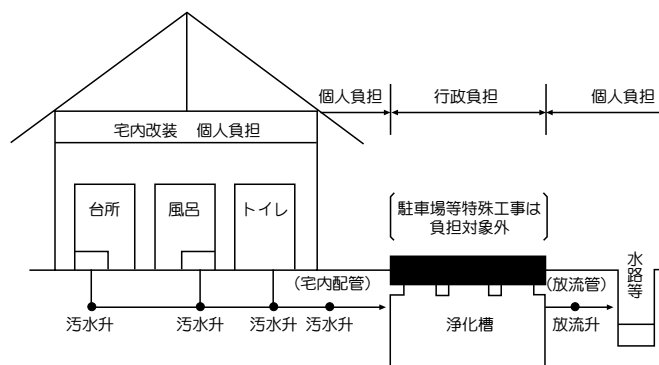
町で設置する浄化槽本体の工事費の一部として、事業分担金を申請者に負担していただきます。限度額以内の工事であれば、負担金額は工事費用の1割です。限度額を超えた分については全額申請者負担となります。※平成23年度は、工事費が限度額を超えた例はありませんでした。

5 注意点

- ・地中で浄化槽の設置に対して制約がある場合は関係者と協議の上、許可を受けてください。
- ・この事業は、専用住宅、併用住宅、集会所が対象です。
- ・町が行う工事は浄化槽本体のみです。それ以外の排水設備と放流管は使用者に施工していただきます。維持管理についても同様です。
- ・浄化槽の本体工事は入札により町で行いますので、個人で浄化槽を設置した後の申請は受理できません。
- ・工事希望開始日の一ヶ月前には申請書を提出してください。
- ・平成24年度の受付期限は平成24年12月28日です。また、予算の都合により早期に受付を終了させて頂く場合があります。

4 浄化槽使用料

浄化槽の使用開始後は、保守点検、消毒薬品補充、汚泥引き抜き、清掃や法定検査など、法律で義務付けられた維持管理を町が行います。それらにかかる費用を浄化槽使用料として、次のとおり納めていただきます。



●浄化槽設置整備事業（個人設置型）

1 事業内容

浄化槽の設置から維持管理まで個人が主体となって行う「個人設置型」の浄化槽に対して町が補助金を交付する事業です。

3 補助金額(平成24年度)

浄化槽区分	新築住宅	改築住宅
5人槽	166,000円	235,000円
7人槽	207,000円	293,000円
10人槽	274,000円	389,000円

2 事業対象地区

農業集落排水の計画区域が対象となります。

補助金額については、国の通知により変更になる場合があります。